

治験に関する説明会等への参加手続きについて

治験依頼者からの招聘により治験に関する説明会等に参加する場合は、以下の取り扱いとする。

<課題の受託契約前後>

1. 国内開催の場合

- 契約の手続き
 - ・個人の委嘱契約を締結し、研究費、旅費等の費用を請求する。
- 契約に必要な書類
 - ・受託研究に係る業務依頼書（委嘱契約書式 1）
 - ・受託研究にかかる申請願（委嘱契約書式 2）
 - ・受託研究における委嘱に関する契約書（委嘱契約書式 3 又は 4）
- 費用算出方法
 - ①研究費：研究者の給与単価 × 業務時間
※業務時間は、原則として移動時間＋会議等参加時間とする。
 - ②旅費：国立研究開発法人国立がん研究センター旅費規程に準じて算出する。
チケットによる支給も可能とする。
 - ③施設管理費：①×40%

2. 海外開催の場合

- 契約の手続き
 - ・受託研究審査委員会で審査を行う。
 - ・個人の委嘱契約を締結し、研究費、旅費等の費用算出を行う。
- 契約に必要な書類
 - ・受託研究に係る業務依頼書（委嘱契約書式 1）
 - ・受託研究にかかる申請願（委嘱契約書式 2）
 - ・受託研究における委嘱に関する契約書（委嘱契約書式 3 又は 4）
 - ・旅費明細書、旅程表
 - ・招聘状、出席する会議等に関するプログラム（要 和文抄訳）
※学会発表の場合 学会のプログラム、抄録等
 - ・海外渡航業務に関する計画書
- 費用算出方法
 - ①研究費：研究者の給与単価 × 業務時間
※業務時間は、原則として「会議等開催日又は学会等発表日＋2 日（渡航にかかる日）（1 日 7.75 時間）」とする。ただし、「学会等開催期間＋2 日（渡航にかかる日）（1 日 7.75 時間）」を上限として算出することも可能とする。

<原則の取り扱いにならない例>

- ・学会等開催期間のうち連続しない複数日において会議や学会発表がある場合等

②旅費 : 国立研究開発法人国立がん研究センター旅費規程に準じて算出する。

チケットによる支給も可能とする。

- ※宿泊費、雑費は、原則として研究費の算出期間に基づいて算出する。ただし、「学会等開催期間+2日(渡航にかかる日)(1日7.75時間)」を上限として算出することも可能とする。

<原則の取り扱いにならない例>

- ・海外渡航期間の航空運賃、宿泊費をパック旅行として治験依頼者がチケットにて準備する場合等

③施設管理費 : ①×40%

<課題の受託契約中>

1. 国内開催の場合

➤ 契約の手続き

- ・課題の契約変更により、旅費等の費用算出を行う。

➤ 契約に必要な書類

- ・治験に関する変更申請書(統一書式10)
- ・契約内容変更に関する覚書
- ・受託研究費積算書

➤ 費用算出方法

①旅費 : 国立研究開発法人国立がん研究センター旅費規程に準じて算出する。
チケットによる支給も可能とする。

2. 海外開催の場合

➤ 契約の手続き

- ・受託研究審査委員会で審査を行う。
- ・個人の委嘱契約を締結し、研究費、旅費等の費用算出を行う。

➤ 契約に必要な書類

- ・受託研究に係る業務依頼書(委嘱契約書式1)
- ・受託研究にかかる申請願(委嘱契約書式2)
- ・受託研究における委嘱に関する契約書(委嘱契約書式3又は4)
- ・旅費明細書、旅程表
- ・招聘状、出席する会議等に関するプログラム(要 和文抄訳)

※学会発表の場合 学会のプログラム、抄録等

- ・海外渡航業務に関する計画書

➤ **費用算出方法**

①研究費：研究者の給与単価 × 業務時間

※業務時間は、原則として「会議等開催日+2日（渡航にかかる日）（1日7.75時間）」とするが、学会発表等の場合は「学会開催期間+2日（渡航にかかる日）（1日7.75時間）」を上限として算出することも可能とする。

<原則の取り扱いにならない例>

・学会等開催期間のうち連続しない複数日において会議や学会発表がある場合等

②旅費：国立研究開発法人国立がん研究センター旅費規程に準じて算出する。

チケットによる支給も可能とする。

※宿泊費、雑費は、原則として研究費の算出期間に基づいて算出する。ただし、「学会等開催期間+2日（渡航にかかる日）（1日7.75時間）」を上限として算出することも可能とする。

<原則の取り扱いにならない例>

・海外渡航期間の航空運賃、宿泊費をパック旅行として治験依頼者がチケットにて準備する場合等

③施設管理費：①×40%

以上